

＜請求書の押印省略及び電子メールによる提出に関するQ&A＞

・押印省略となる書類は何か。

令和4年12月1日以降に奥州市が受理する**請求書**が対象となります。（電子メールによる提出も可能となります。）

ただし、請求書であっても、補助金等の法令、規則又は要綱等の規定により押印や書面の提出を求めているものは対象になりません。

～電子メールによる提出について～

・電子メールに請求書のファイルを添付する代わりに、本文に直接必要事項を記載してもよいか。

電子メールにより提出いただく場合は、PDF形式の添付ファイル以外は認められません。

・請求書を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいか。

担当する所属の電子メールアドレス宛てに直接送信してください。

・押印した書面をスキャナーで取り込んだものなど印影のあるファイルを電子メールで提出する場合は、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載は必要ないか。

電子メールで提出された場合は、印影の有無にかかわらず、押印省略の措置（「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載）が必要です。

なお、請求書に発行責任者の氏名を記載することが困難である場合に、請求書の提出時に、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を電子メール本文に記載していただくことも可能です。

・電子メールではなくFAXによる請求書の提出は可能か。

FAXによる請求書の提出は認めません。

～「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先」の記載について～

・請求書の記載内容について、法人の代表者の氏名等も省略が可能か。

今回の取扱いは、押印を省略する場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を追加して記載するというものですので、その他の記載事項の省略はできません。

・請求書に押印がある場合にも、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要か。

必要ありません。

今回の取扱いは、押印の省略を可能とするものであり、押印がある請求書については、従来どおり、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載は不要です。

・「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の「発行責任者」とは誰か。

代表取締役または支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職員となります。

・「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の「発行責任者」と「担当者」の氏名は苗字のみの記載や押印でもよいか。

氏名の記載が必要です。苗字のみの記載は認めません。

・1人で事業所等を経営している場合で、代表者と発行責任者と担当者が同一である場合には、発行責任者と担当者はどのように記載すればよいか。

代表者、発行責任者、担当者が全て同一である場合でも、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載してください。

・「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の連絡先は、電子メールアドレスでもよいか。

請求書に不明な点があった場合に、直接聞き取りを行う必要があることから電話番号を記載してください。

・「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載方法は、手書きでもよいか。

手書きでもかまいませんが、鉛筆・消せる筆記用具での記載は不可です。